

◎令和2年1月農業委員会議事録

開催日時 令和2年1月10日(金) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤美代子 村上卓也 林田 篤
岡 牧生 齊藤 進 岩永俊夫 福永哲夫
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 森田義美
榮 恵 友田 廣 森下文夫 高木勝美

農業委員欠席者 本田博士

事務局出席者 高田克明 河原まり 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、高木勝美委員、林田篤委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第20号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第21号 農地法第3条の届出について
- 3) 報告第22号 農地法第5条の届出について
- 4) 議案第31号 農地法第3条の許可申請について
- 5) 議案第32号 農地法第5条の許可申請について
- 6) 議案第33号 農用地利用集積計画承認申請について
- 7) 議案第34号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
- 8) その他

5 閉 会

○報告第20号 農地法第18条の合意解約について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知が9件あっております。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第20号1枚めくっていただきまして、番号1。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。物件の表示。大字上島字古宮地番〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積829㎡。契約の内容は平成30年1月1日から令和9年12月31日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は令和元年12月10日。土地の引き渡しの時期は令和元年12月11日です。

次のページをお開きください。番号2。通知者。賃貸人。愛媛県新居浜市東雲町〇丁目〇番〇号。〇〇〇〇〇。賃借人。上益城郡益城町福原〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。物件の表示。大字井寺字小豆坂地番〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積1,472㎡。契約の内容は平成25年6月1日から令和5年5月31日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は令和元年12月12日。土地の引き渡しの時期は令和元年12月13日です。

次のページをお開きください。番号3。通知者。賃貸人。愛媛県新居浜市東雲町〇丁目〇番〇号。〇〇〇〇〇。賃借人。上益城郡益城町福原〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。物件の表示。大字井寺字小豆坂地番〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積1,566㎡。同じく大字井寺字小豆坂地番〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積938㎡の合計2,504㎡です。契約の内容は平成25年6月1日から令和5年5月31日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は令和元年12月12日。土地の引き渡しの時期は令和元年12月13日です。

次のページをお開きください。番号4。通知者。賃貸人。嘉島町井寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。賃借人。熊本市東区健軍〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇〇。物件の表示。大字北甘木字平ノ上地番〇〇〇〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積1,090㎡。契約の内容は平成30年8月1日から令和10年7月31日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は令和元年

12月23日。土地の引き渡しの時期は令和元年12月24日です。

次のページをお開きください。番号5。通知者。賃貸人。嘉島町北甘木〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。熊本市東区健軍〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇。物件の表示。大字北甘木字紫原地番〇〇〇〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積919㎡。同じく大字北甘木字紫原地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積1,050㎡の合計1,969㎡です。契約の内容は平成30年8月1日から令和10年7月31日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は令和元年12月23日。土地の引き渡しの時期は令和元年12月24日です。

次のページをお開きください。番号6。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示。大字井寺字二番割地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積2,703㎡。契約の内容は平成29年4月1日から令和9年3月31日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は令和元年12月23日。土地の引き渡しの時期は令和元年12月24日です。

次のページをお開きください。番号7。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。代表相続人。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示。大字上島字壺町田地番〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積2,663㎡。同じく大字上島字古宮地番〇〇〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積1,026㎡。同じく大字上島字岩見地番〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積3,821㎡の合計7,510㎡。契約の内容は平成29年12月1日から令和9年11月30日までの10年契約。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は令和2年1月5日。土地の引き渡しの時期は令和2年1月6日です。

次のページをお開きください。番号8。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示。大字上島字古宮地番〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積1,969㎡。契約の内容は平成29年12月1日から令和9年11月30日までの10年契約。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は令和2年1月5日。土地の引き渡しの時期は令和2年1月6日です。

次のページをお開きください。番号9。通知者。賃貸人。熊本市南区出仲間〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇

〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示。大字上島字蔵園地番〇〇〇〇ー〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積903㎡。契約の内容は平成28年3月1日から令和3年2月28日までの5年契約。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は令和2年1月5日。土地の引き渡しの時期は令和2年1月6日です。
以上です。

議 長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第21号 農地法第3条の規定による届出について

議 長 続きまして、報告第21号農地法第3条の3第1項の規定による届出が3件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。報告第21号を1枚めくっていただきまして、番号1。通知者。所有者。嘉島町鯰〇〇〇〇番地〇。〇〇〇。取得者。嘉島町鯰〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件。大字鯰字太郎丸地番〇〇〇〇。地目、田。面積1,080㎡。同じく大字鯰字十八地番〇〇〇〇。地目、田。面積1,453㎡。同じく大字鯰字太郎丸地番〇〇〇〇。地目、田。面積1,646㎡。同じく大字鯰字太郎丸地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積709㎡。同じく大字鯰字中鶴地番〇〇〇〇。地目、田。面積3,052㎡。同じく大字鯰字長橋地番〇〇〇〇。地目、田。面積1,982㎡。同じく大字鯰字長橋地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積1,056㎡。同じく大字鯰字長橋地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積500㎡。同じく大字鯰字高八地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積328㎡。同じく大字鯰字高八地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積753㎡の合計12,559㎡です。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は令和元年8月28日。届出日は令和元年12月20日。あつせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号2。通知者。所有者。嘉島町鯰〇〇〇〇番地〇。〇〇〇。取得者。嘉島町鯰〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件。大字鯰字高八地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積147㎡。同じく大字鯰字高八地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積471㎡の合計618㎡です。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は令和元年8月28日。届出日

付しております。ケーズデンキの東側。先ほど説明いたしました、番号1の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場になります。1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。芝原土地区画整理事業が行われており、現在はこのような形になっております。

番号2についての説明は以上です。

議 長 　ただ今説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第31号 農地法第3条の許可申請について

議 長 　続きまして、議案第31号農地法第3条第1項の規定による許可申請が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 　はい。議案第31号1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。譲渡人。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。譲受人。熊本市東区健軍〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇。申請物件。大字井寺字二番割地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積2,703㎡。経営状況は耕作面積畑、4,589㎡。合計の4,589㎡です。家族数〇人。労働力〇人。農機具については〇〇〇〇〇。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。

次のページをお開きください。字図を添付しております。

続きまして、整理番号1の検討事項について説明します。

まず、申請地は九州自動車道の西側、嘉島ジャンクションの南側、南工業団地の北西側に位置する農地で、位置図の申請地とかいてある部分になります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は、今回の売買に伴い合意解約されましたので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は全て効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても、米・麦・大豆等を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われれます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従

事している旨の記載が申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が4,089㎡であり、権利取得後は7,292㎡となるため問題ありません。

最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から申請地と同じ地区で耕作をしており、また、申請書にも周辺の農業経営に影響が無いように耕作する旨の記載があるため、問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委 員 　ありません。(委員一同)

議 長 　何ものなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第32号 農地法第5条の許可申請について

議 長 　続きまして、議案第32号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 　はい。議案第32号の冊子をお開きください。番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。宇城市豊野町糸石〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は大字上六嘉字中郡地番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積203㎡。申請理由については個人住宅。施設の概要は木造2階建てです。農用地区域については農用地区域でない旨の証明があります。隣接同意書はあり。資金証明書はあり。開発許可については申請中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇委員です。

1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。嘉島東

小学校から南に220m程、県道六嘉秋津新町線から西に220m程に位置します、申請地と示しているところになります。

続いて、1枚めくっていただきまして字図を添付しております。次に、配置図・排水計画図を添付しております。生活雑排水や汚水については既設の公共下水道に接続し、雨水については西側町道の側溝へ接続放流されます。

番号1についての説明は以上です。

議長 はい。次に地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いいたします。

〇〇委員 12月23日に、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、上六嘉集落内の未整備農地ですが、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われます。

周辺の農地等に係る営農上の支障についてですが、南側の隣接農地は譲渡人の所有地であり、また東側の一部が農地と隣接していますが、耕作等に被害が及ばないように周囲にブロック塀を構築されるとのことで、問題ないと思われます。

個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、検討事項について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、農地の広がり方が10ha以上の一団の区域内にある第1種農地と判断できます。

土地利用計画の内容は、木造2階建ての個人住宅として利用する計画です。

申請地は第1種農地ですが、集落に接続して設置される場合に該当し、許可は可能です。建築にあたっては、農地以外の土地を候補地として検討されましたが、用地交渉がうまくいかず、本申請地となりました。

なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅

滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。

また、東側隣接農地の所有者から、同意書が提出されています。

以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上です。

議長 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第33号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 続きます。議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が25件っております。

このうち、〇〇委員の案件がございますので、こちらから審議いたします。

それでは〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局の説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、3ページをお開けいただきたいと思います。〇〇委員の案件から個別に説明をいたします。利用権の設定者・登録区分・利用権を設定する土地・利用内容・期間・反当りの小作料の順に説明をしていきます。〇〇〇〇。〇〇〇〇。大字井寺字三番割〇〇〇〇番地。田の1, 440㎡。米・麦・大豆。5年。15,000円。

次、4ページです。これも利用権の設定でございます。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。井寺字向平〇〇〇〇番地の〇。田の1, 083

m²。外○筆の合計1, 319m²です。米・麦・大豆。5年。15, 000円です。

次、5ページです。これも利用権の設定でございます。○○○○。○○○○。再設定。井寺字坪取○○○○番地の○。田の753m²。米・麦・大豆。5年。15, 000円です。

次、6ページです。これも利用権の設定でございます。○○○○。○○○○。井寺字坪取○○○○番地の○。田の752m²。米・麦・大豆。5年。15, 000円です。

以上で、○○委員の案件についての説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
何も無いようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。それでは、○○委員の入室を許可します。
(○○委員入室)
○○委員、承認されましたので報告いたします。

○○委員 ありがとうございます。

議長 それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、残りの議案第33号について説明をいたします。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定等の計画が25件の57, 773m²。うち再設定が10件の22, 251m²です。
それでは議案書の一覧表2ページをご覧いただきたいと思えます。区分、期間、借り手氏名・現経営面積・利用権の設定等の面積・合計・備考の順に説明をしていきます。
賃借権の設定。5年。○○○○。4件。171, 257m²。田の

4, 264 m²。171, 257 m²。更新でございます。賃借権の設定。5年。○○○○。2件。54, 119 m²。畑の3, 976 m²。58, 095 m²。新規でございます。賃借権の設定。5年。○○○○。93, 235 m²。田の829 m²。94, 064 m²。新規でございます。賃借権の設定。5年。○○○。3件。62, 154 m²。田の8, 378 m²。62, 154 m²。更新でございます。賃借権の移転。6年。○○○○○○○。3件。田の5, 957 m²。新規でございます。同じく賃借権の設定の10年の○○○○○○○。3件。田の8, 791 m²。新規でございます。賃借権の設定。10年。○○○○。46, 438 m²。田の1, 365 m²。47, 803 m²。新規でございます。賃借権の設定。10年。同じく○○○○。3件。46, 438 m²。田の9, 609 m²。46, 438 m²。更新でございます。賃借権の設定。10年。○○○○。3件。畑の4, 589 m²。4, 589 m²。新規でございます。使用貸借権の設定。10年。○○○○○○○。田の9, 015 m²。新規でございます。所有権移転。○○○○。73, 728 m²。田の1, 000 m²。74, 728 m²です。

続きまして、7ページをお開けいただきたいと思います。個別に説明をしたいと思います。利用権設定者・登録区分・利用権設定する土地・利用内容・期間・借地につきまして順に説明をいたします。利用権の設定。○○○○。○○○○○。新規。井寺字小豆坂○○番地の○。畑の1, 472 m²。飼料作物。5年。反当り90KGの物納でございます。

次、8ページです。これも利用権の設定でございます。○○○○。○○○○。新規。井寺字小豆坂○○番地の○。畑の1, 566 m²。外○筆の合計面積2, 504 m²。飼料作物。5年。反当り90KG。物納でございます。

次、9ページです。これも、利用権の設定でございます。○○○○。○○○○。新規。上島字古宮○○○番地。田の829 m²。米・麦・大豆。5年。反当り12, 000円です。

次、10ページです。これも利用権の設定でございます。○○○。○○○○○。再設定。下仲間字十八○○○番地。田の1, 950 m²。米・麦・大豆。5年。反当り15, 000円です。

次、11ページです。利用権の設定でございます。○○○。○○○○○。再設定。下仲間字干出○○○番地の○。田の2, 181 m²。外○筆合計の4, 131 m²。米・麦・大豆。5年。反当り15, 0

00円です。

12ページです。利用権の設定です。○○○。○○○○○。再設定。下仲間字干出○○○番地。田の760㎡。外○筆の合計2,297㎡。米・麦・大豆。5年。反当り15,000円でございます。

次、13ページです。利用権の設定でございます。○○○○○○○。○○○。新規。鯰字下田○○○番地。田の1,752㎡。水田。6年。反当り15,000円です。

次、14ページです。利用権の設定でございます。○○○○○○○。○○○。下六嘉字鯰境○○○番地。田の2,991㎡。外○筆の合計4,001㎡です。水田。6年。反当り15,000円です。実際は物納ということで、次のページに物納承諾書をつけてあります。最終的な受け手、○○○○○○○○と○○○さんから出ております。下の3番の支払いということで数量は○筆で240KGということで6俵になっております。

次、16ページです。利用権の設定。○○○○○○○○。○○○○。新規。上島字北屋敷○○○○-○。畑の204㎡。普通畑。6年。反当り15,000円です。

次、17ページです。利用権の設定。○○○○○○○○。○○○○。新規。上島字蔵園○○○○-○。田の2,330㎡。外○筆の合計5,236㎡。水田。10年。反当り10,000円です。

次、18ページです。利用権の設定です。○○○○○○○○。○○○○○○。新規。鯰字無田○○○-○。田の602㎡。外○筆の合計1,962㎡。水田。10年。反当り15,000円。これも実際は物納ということで、19ページに物納承諾書ということで最終的な受け手の○○○○さんと出し手の○○○○○さんから出ております。これも賃借権の設定でございます。

続きまして、20ページです。利用権の設定。○○○○○○○○。○○○○。新規。鯰字無田○○○-○。田の1,593㎡。水田。10年。反当り15,000円。これも物納でございます。21ページに最終的な受け手の○○○○さんと出し手の○○○○○さんから物納承諾書が出ております。下の3番に支払いということで、数量米120俵ということで物納となっております。

次、22ページです。利用権の設定。○○○○。○○○○○。新規。上島字蔵園○○○○番地。田の1,365㎡。米・麦・大豆。10年。反当り15,000円です。

23ページ。利用権の設定。○○○○。○○○○。再設定。上仲

間字藪ノ内〇〇〇〇番地の〇。田の500㎡。外〇筆の計3,000㎡。米・麦・大豆。10年。反当り15,000円です。

24ページです。これも利用権の設定です。〇〇〇〇。〇〇〇〇。上仲間字藪ノ内〇〇〇〇番地。田の393㎡。外〇筆の計3,393㎡。米・麦・大豆。反当り15,000円です。

次、25ページです。利用権の設定です。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。北甘木字長橋〇〇〇〇番地。田の3,216㎡。米・麦・大豆。10年。反当り15,000円です。

26ページです。利用権の設定。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。新規。北甘木字平ノ上〇〇〇〇番地。畑の1,090㎡。麦・大豆。10年。反当り10,000円です。

次、27ページです。利用権の設定です。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。北甘木字紫原〇〇〇〇番地の〇。畑。863㎡。外〇筆の1,530㎡。麦・大豆。10年。反当り10,000円でございます。

28ページです。利用権の設定。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。北甘木字紫原〇〇〇〇番地。畑。919㎡。外〇筆の1,969㎡。麦・大豆。10年。反当り10,000円です。

利用権の設定。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。下六嘉字金屋町〇〇〇番地の〇。田の80㎡。外〇筆の計9,015㎡です。水田。10年。使用貸借権の設定でございます。

最後に所有権の移転。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇。上仲間字松田〇〇〇〇番地。田の面積は1,000㎡。利用目的は水田。反当りの単価は1,230,000円です。対価も同じく1,230,000円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第33号の説明を終わります。

議長 　　ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

　　何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第34号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

議長 続きまして、議案第34号農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第34号を1枚めくっていただきまして、全国農業会議所からの依頼分を添付しております。

誠に遺憾なことではありますが、10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。このことを踏まえ、11月28日に開催しました、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の鋼紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として鋼紀粛正の徹底を図っていくことを確認いたしました。

つきましては、別添の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」のとおり、管内のすべての農業委員会での決議の実施について、周知徹底を図っていくこととなりました。

まず、今年度の実施につきましては、下記の通り12月または1月の農業委員会の総会で実施してくださいとありますので、本町では本日1月の農業委員会総会で行います。裏面をお開きください。次に、令和2年度以降の実施につきましては、毎年度1回以上実施してくださいとありますので、毎年度4月に行いたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がございましたが、昨年農業委員の不祥事が続けて発生しました。農業委員会は法令遵守により公正・公平な職務に努めなければなりません。つきましては、法令遵守の注意喚起のため私が代表いたしまして、「農業委員の法令遵守の申し合わせ決議」を朗読いたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員会は、農業者の公的な代表機関である、農業委員会組織の一員として法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については個人情報に接することも多く、公平・公正な

運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければなりません。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため下記の事項について、ここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員会員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修などを実施すること。

令和2年1月10日嘉島町農業委員会です。

どうもありがとうございました。

法令遵守の31条と33条の農業委員会の手帳に載っておりますので、農業委員会法というのを見ておいてください。

本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。

続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〇〇委員　　ちょっといいですか。

議　　長　　はい。

〇〇委員　　分からないので質問を教えてくださいたいのですよね。今日の報告の第21号で〇〇さんという方が載っておられますが、以前は親父が亡くなってから相続とかしていたのですよね。生前贈与とかになりませんか。それに対して税金とか、教えてくださいませんか。

議　　長　　〇〇さんは亡くなられています。

〇〇委員　　亡くなられていても、こうして名前を出してもいいのですか。(亡)と書かなくてもいいわけ。

議　　長　　所有者がまだ〇〇さんの名義になっていますからですね。

〇〇委員　　わかりました。それともう1点ですね。今の申し合わせ事項を出すのは、もうおしまいですよ。それと、うちは議事録とかちゃんとしているのでしょうか。

議 長 はい。それは嘉島のホームページにも記載しています。

〇〇委員 はい。わかりました。

議 長 たまたま、昨年続けて不祥事がありましたので。昨年の11月28日だったかな。熊本県の理事さんたちが全国大会があったのですよ。その時に申し合わせがあっているみたいです。くれぐれも反公務員的なことですので、よろしくをお願いします。

事務局 次回の農業委員会は2月10日の月曜日、9時半からです。

議 長 来月は2月の10日の9時半です。場所は2階の庁議室になります。

それでは本日の農業委員会総会はこれをもちまして閉会いたします。お疲れさまでした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和2年1月10日

会 長 下 田 司

委 員 高 木 勝 美

委 員 林 田 篤